〇 農業における労働者の雇入れ時教育

- 令和6年4月から農業を含む多数の業種で、「労働安全衛生法」に 基づく「雇入れ時教育」の義務が拡大された。
- 同法に基づき、1日でも人を雇えば事業者(雇用主)は、教育を行う義務がある。

[雇入れ時教育の項目]

- 1 機械等、原材料等の危険性·有害性·取扱 い方法
- 2 安全装置、有害物抑制装置、保護具の性 能・取扱い方法
- 3 作業手順
- 4 作業開始時の点検
- 5 業務に関して発生するおそれのある疾病の 原因・予防
- 6 整理、整頓及び清潔の保持
- 7 事故時等における応急措置・退避
- 8 その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

1~4は以前は農業では省略可



令和6年4月1日から省略 規定が廃止され、義務化

5~8は以前でも義務あり

※ただし、十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

〇 農業における労働者の雇入れ時教育(続き)

- 農林水産省ではこの雇入れ時教育に用いるためのパンフレットを作成し、HPで公開。
 - https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/roudouanzenkyouiku.html
- 労働者本人に渡すためのもの(8ページ)と、事業者が教育を行うのに参考とするためのもの(17ページ)がある。

労働者向けパンフの例



事業者向けパンフの例



2 農業における労働安全衛生に関する規範・指針 P.24~P.26

- 1)農林水産業・食品産業の作業安全のための規範
- 令和2年度に農林水産省が新たに策定
- 全産業対象の「共通規範」と農業・ 林業・木材産業・漁業・食品産業の5 業種毎の「個別規範」が存在
- 例えば農業の個別規範では「安全に 配慮した服装や保護具等を着用す る」「暑熱環境下では水分や塩分を 摂取する」等基本的な事項を整理
- これらを実施しているかのチェック シートを用意
- さらに詳細な「解説書」を整理

図2-2-1「個別規範:農業」 事業者向けチェックシートの抜粋

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:農業) 事業者向け チェックシート

事業者名	
品目 (〇を付ける。複数選択可)	** * / 畑作 / 露地野菜 / 施設園芸 / 果樹 / 路農 / 肉用牛 / 豚 / 鶏 / その他 (
記入者 氏名	
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。 ※GAPに取り組まれている方へ: 2・(3)-①以外は、GAPの取組としても行われるべき事項です。本チェックシートを通して、 これらの取組が実施できているか、改めてご確認ください。

具体的な事項		○ 実施 × :実施していない △ :今後、実施予定 ー:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる。	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた具体的な目標を設定する。	
1-(1)-2	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選 任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に 関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-4	適切な技能や免許等の資格を取得する。	
1-(1)-⑤	家族の話合い、職場での朝礼や定期的な集会等により、従 事者間で作業の計画や安全意識を共有する。	
1-(1)-6	安全対策の推進に向け、従事者自らが提案を行う。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
	関係法令や職場内の安全ルールを遵守する。 (法令による義務の例) ・トラクターで公道を走行するときは、作業機を含めた車幅等の条	

2 農業における労働安全衛生に関する規範・指針 P.27~P.28

- 2) 農作業安全のための指針
- 平成14年に農林水産省が策定、 平成30年に改訂
- 農作業安全を進めるにあたり最も 基本的・全般的な事項を列挙して おり、最初に安全を考えるときに 参照
- 「都道府県・地域段階で留意すべき事項」と「農業者等が留意すべき事項」があり後者が主体
- 「乗用型機械」「携帯式機械」な ど毎に作成
- ●「個別農業機械別留意事項」というさらに詳細な参考資料も作成

図2-2-2安全指針本文は共通的事項主体



図2-2-3参考資料で個別機械別も整理



テキストページ P.65~P.66

4 農用車両に関する法令について

- 1) 主要な法令(道路運送車両法と道路交通法)
- 道路運送車両法で「農耕作業用特殊自動車」を規定。同法に基づく大臣告示で「前 照灯が必要」など具体的基準を規定。
- 市町村発行のナンバープレートを付けている農機でも同法の基準を満たさず公道走行不可のものがあることに注意。
- 道路交通法も当然ながら農機にも適用。大型特殊免許には「農耕車限定」という農業者に配慮した仕組みあり。
- その他、道路に関する「道路法」「土地改良法」、保険に関する「自動車損害賠償保障法などもあり。



など、車両本体の安全装備等を決めている



など、走る場合のルール等を決めている

- 2) 大型特殊自動車と小型特殊自動車(車両法と道交法)
- 道路運送車両法、道路交通法どちらも用いる「大型特殊自動車」「小型特殊自動車」の用語だが、両法で定義が異なるので注意。
- 道路交通法上、普通免許で運転できる「小型特殊」は、長さ·幅·高さの制限があり最高速度が15km/h以下。
- 一方、道路運送車両法上は最高速度が35km/h未満であれば、どんなに大きくても「小型特殊」。※ただし道路走行できる全車両共通の大きさ制限はあり。
- ▶ トラクター本体が小型特殊免許で運転できても、装着作業機が幅1.7mを超えていれば大型特殊免許が必要。

表 2-4-1 農業機械の法令による区分(平成9年1月以降)

		APPENDICULATION OF THE PROPERTY OF THE PROPERT	_ ,, , , ,		_
道	長さ/幅/高さ	4.7/1.7/2.0m以下※1		制限なし	
路	最高速度	15km/h以下		制限なし	
交	エンジン排気量	制印	艮なし※2		
通	(運転免許)	小型特殊自動車免許※3	大型特	殊自動車免許※3	
法		(普通免許で可)			
道	(車両の種類)	小型特殊自動車		大型特殊自動車	╗
路	長さ/幅/高さ	制限なし			
運	最高速度	35km/h未満		35km/h以上	
送	エンジン排気量	#	削限なし		П
車	車検	不要		必要	
両	自賠責保険	不要		必要	\neg
法	地方税	軽自動車税		固定資産税	

※1 高さはキャビン・フレーム部分のみは2.8m以下

※2 道交法の排気量制限は平成16年7月に廃止された

※3 「小特免許」 「大特免許」と略 して呼ばれること が多い



← 大型特殊免許

道交法上は大型特殊

- 3) トラクターに作業機を装着・けん引しての道路走行
- (1)作業機を直接装着の場合
- 【灯火類】トラクターの灯火から作業機が40cm以上はみ出す場合、反射器と制限標識を設置。灯火が作業機に隠れる場合は灯火を新設。
- 【安定性】左右の最大安定傾斜角度が30度または35度以下の場合、15km/h以下の走行とし、その旨表示をする。
- 【全幅】作業機の幅が2.5mを超える場合、①行政に道路の通行許可を受ける②作業機の両外側に赤白ゼブラの板を設置③全幅の数字を表示し制限標識を設置④原則として作業機の両外側前後に灯火を設置。



図2-4-3 本体の灯火から作業機外側が40cm以上はみ出す場合

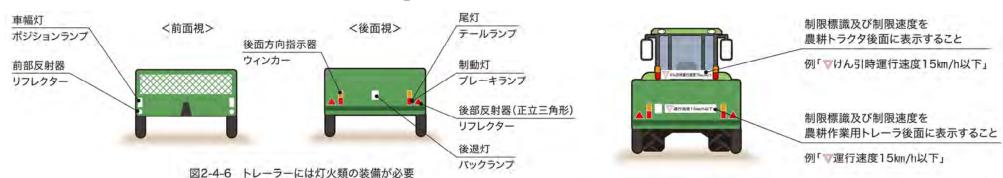
- 3) トラクターに作業機を装着・けん引しての道路走行
- (2)トレーラー・作業機をけん引の場合 【灯火類】トレーラーには原則として各灯火器類を装備(例外あり)。

【安定性】作業機直接装着の場合と同様の措置。

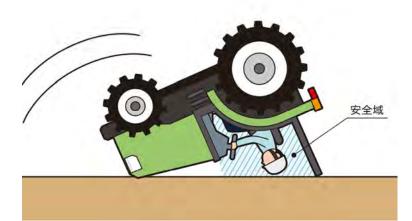
【ブレーキ】トレーラーには原則としてブレーキを装備。ただし「安定性」と同様の措置をすればなしでも可。

【全長・全幅】トレーラーの幅が2.5mを超える・トラクターを合わせた長さが12mを超える場合、作業機幅が2.5mを超える場合と同様の措置。

【運転免許】積載物込み750kg超となる場合、原則としてけん引免許必要。



- 4) トラクターのシートベルト装着
- トラクター死亡事故の最大要因である転落・転倒の際、乗員を守るための安全キャブ・フレームは、シートベルトを装着して初めて十分な効果を発揮。
- 交通事故の統計では、シートベルトをしていないと死亡率 約8倍。



シートベルトをしていれば転倒時に安全域にとどまれる確率が高い

表 2-4-2 農耕作業用特殊車の交通事故(2015~2019 累計)

	死亡者	重傷者	軽傷者	合計
シートベルト	3	10	80	93
着用	(3.2%)	(10.8%)	(86.0%)	(100%)
	148	175	281	604
非着用	(24.5%)	(29.0%)	(46.5%)	(100%)
	5	24	20	49
不明	(10.2%)	(49.0%)	(40.8%)	(100%)
	156	209	381	746
合 計	(20.9%)	(28.0%)	(51.0%)	(100%)

資料:(公財)交通事故総合分析センターのデータを日本農業機械化協会が集計

シートベルト着用時の死亡率3.2%に対し 非着用時の死亡率24.5%と約8倍

5 事故時の保険制度

1) 労働災害補償保険(労災保険)

- ◆ 本来、労働者(被雇用者)のための 制度で農業でも雇用があれば原則 加入の義務
- 農業は家族経営も多く、その場合は原則対象外だが、農業労働の実情からみて労働者に準じて扱うべきとも考えられ、「特別加入」の制度がある
- 農業者の加入割合は8%程度にと どまっているが、一定以上の障害 には年金支給など民間にはない有 利な点があり、加入促進の必要性
- 特別加入は3種類の制度

○特別加入の種類

(1)特定農作業従事者

年間販売額300万円以上等の一定以上の規模で、 ①動力駆動機械を使用、②高所作業、③農薬散布 などの作業をする人

(2)指定農業機械従事者

①農業用トラクター、②自走式田植機、③コンバインその他の収穫機などの機械を使用する人

(3)中小事業主等

常時300人以下の労働者を使用する事業主および その家族など

○補償の内容

(1)休業4日以上のケガ

自ら設定した日当額に応じた日額の支払いに加え治療費は無料

(2)障害が残った場合

障害の程度に応じて年金または一時金の支払い

2 農業機械の安全装備

P.133~P.136

- 4) ロボット農機・自動化装置付き農機の安全(1)(2): 地上移動式機械
 - 農業機械の操作の自動化は古くから行われており、電子工学の発展によるいわゆる「メカトロニクス技術」の導入も1970年代から行われていた。
 - 近年、ロボット技 術の発達により走 行の自動化も進み つつあるが、無人 走行となると予期 せぬほ場への侵入 者との衝突などの 危険性が憂慮され る。安全監視は人 が行う必要がある が、そのレベル毎 に既に必要な対策 が決められている。

農業機械の自動走行レベルと対応状況等 (R5.4 現在)

レベル	レベルの内容	機械の普及状況	公的安全対策
レベル1	自動走行時も使用 者が <mark>搭乗</mark> して安全 監視をする	平成末から普 及開始	従来機と同 じ扱い
レベル2	使用者はほ場内または <mark>周辺から目視</mark> で安全監視をする	令和から普及 開始	農林水産省 でガイドラ イン作成済
レベル3	使用者は <mark>遠隔地か</mark> らモニター等によ り安全監視をする	研究開発中、 市販化前段階	農林水産省 ほか関係者 で検討中

このレベル分類は、農林水産省主催による「スマート農業の実現に向けた研究会」の場で 規定されたもの。自動車の運転自動化レベル(SAE(米国自動車技術者協会)で規定)とは異なる。

2 農業機械の安全装備

P.133~P.137

- 4) ロボット農機・自動化装置付き農機の安全(1)(2):飛行体
- 無人ヘリ、ドローンに関しては有人ヘリと異なり農業者自ら操縦するのが一般的だが、三次元で動くので地上走行より操縦が難しいこともあり、既にGPSや慣性計測装置*を用いた自動操縦が一般化している。

※加速度などを三次元で検出する装置

● これら飛行体は、地上走行の 農業機械と異なり、ほ場の上 であっても法(航空法)の適 用を受け、国土交通省の許可 承認が必要となる場合が多い。





【飛行の許可承認が必要な場合】①危険物を輸送する場合、②危険物を投下する場合、に必要とされており、農薬散布はこれに該当する。この他にも人口集中地区の飛行などいくつか許可承認が必要な場合があり、また重量25kg以上のものは本体の信頼性に厳しい規制がある。

● 操縦技術のほか、上記規制や点検方法などの知識習得を含め、無人へ リ、ドローンを運用するには販売事業者・関係団体が開催する講習会 を受講するのが第一歩となる。

2 農業機械の安全装備

P.133~P.136

- 4) ロボット農機・自動化装置付き農機の安全 (3)農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン
 - ガイドライン中の関係者の取組事項

● 前々ページで述べたレ 2の自動走行農機につい 法令ではないが農林水 が世界に先駆けて「安 確保ガイドライン」を 農機の製造者・販売者 入主体・使用者それぞ 取り組むべきことを記

▶ 自動走行で市販化済み又は

近々市販化見込みの機種毎

に、使用上の条件等を整理

している。

ベル	
いて、	
產省	
全性	
制定。	
• 導	
れが	
述。	

関係者	安全に関し取り組むべき事項の例
製造者	・自動停止装置の装備等による機械の安全化 ・販売者と連携して安全使用訓練の実施
販売者	・導入主体、使用者に対する安全情報の提供
導入主 体	・周辺状況を把握して立入禁止看板などを設置 ・機械を適切に管理し、安全使用を随時確認
使用者	・訓練を受講する ・定められた場所のみで使用 ・第三者との接触などの可能性が生じた際は直ち に機械を停止させる

※本表は、ガイドラインで記述されている取組事項の一部のみを例示したもの

ガイドラインの対象機種(R5.3現在)

トラクター	自走式草刈機
茶園管理用自走式農業機械	自走式小型汎用台車
田植機	コンバイン

※茶園管理機以外の5機種は全て衛星測位情報を利用するものに限定

レベル3についても将来、本ガイドラインの対象とすべく検討中。

テキストページ P.139

5) 農業機械の安全性検査

ISO/IEC*などの厳格な国際安全規格との整合性を積極的に図りながら、より安全な農業機械の普及を進めることを目的に農研機構が実施している検査制度 *ISO:国際標準化機構 IEC:国際電気標準会議

下表の3種類の検査が実施されている

検査の種類	対象機種	内 容
安全キャブ・フ レーム検査	乗用トラクター及び農用 運搬機・ほ場内運搬機の キャブ・フレーム	転倒・転落時に運転者を防護する装置に ついて、安全空間を確保するため十分な 強度があるかを検査
安全装備検査	全ての農業機械(特殊な ものも可能と判断されれ ば対象)	2018基準(主としてカバーの有無等を検査)または2019基準(機械のライフサイクルを通じて適切にリスクが低減できるかを検査)いずれかを実施
ロボット・自動 化農機検査	ロボット農機及び自動化 農機に装備された先進装 置等	ロボット農機:人・障害物検出機能、誤動作防止機能、通信障害時安全機能ほか 自動化農機:手動操作優先機能、自動操 舵表示機能ほか

詳しくは4時限目で説明